

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第41号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成24年1月26日 12時00分ごろ	
発生場所	愛媛県四国中央市三島川之江港村松8号岸壁 三島川之江港村松防波堤西灯台から真方位080° 1,000m付近 （概位 北緯34° 00.4′ 東経133° 32.8′）	
事故等調査の経過	平成24年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第三健和丸、499トン 船舶番号、船舶所有者等 136722、明神海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷船尾部に凹損 岸壁 なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、揚荷のために三島川之江港の村松8号岸壁に着岸作業中、風潮流により船尾が岸壁に向けて圧流された際、船長が転舵及び主機を前進とする操船を行ったものの、平成24年1月26日12時00分ごろ左舷船尾部が岸壁のフェンダーに衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約8～9m/s 海象：潮汐 高潮時、潮流 潮流はあったが流向、流速不詳である。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、三島川之江港の岸壁に着岸作業中、風潮流に圧流された際、船長が転舵及び主機を前進とする操船を適切に行わなかったことから、同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、三島川之江港の岸壁に着岸作業中、風潮流に圧流された際、船長が操船を適切に行わなかったため、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業などの低速時には、風潮流の影響を受けやすいので操船に注意すること。	